

Q-6

小屋裏物置等として取り扱うことができるロフトについて教えてください。

A-6

いわゆるロフトは小屋裏物置等の1種であり、その目的は「余剰空間の活用」であり物置等（収納スペース）です。

小屋裏物置等の取扱いについては、

「福岡市確認申請の手引き」 総 16-2【小屋裏等を利用する物置等の取扱い】、
「基準総則・集団規定の適用事例 2013年度版」 91 ページの「小屋裏物置等」をご参照ください。